

神奈川県労働委員会は、  
「かながわ労働プラザ」に移転します。

○ 移転先での業務開始は、平成23年1月31日(月)を予定しています。

移転先住所：横浜市中区寿町1-4

移転先電話番号：045-633-6110 (代)

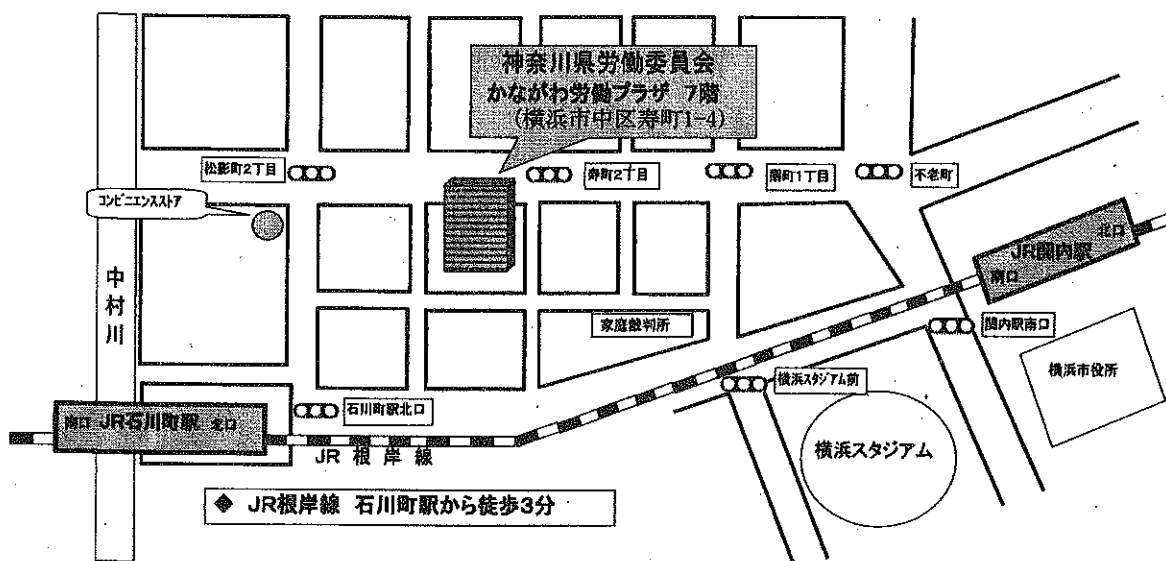
総務グループ 内線 5630~5631

審査調整グループ 内線 5640~5645

○ 「かながわ労働プラザ」の駐車場は、有料となっていますので、あらかじめご承知おきください。

○ 移転前の問い合わせ先は、045-210-8524 (労働委員会事務局審査調整課総務グループ) になります

(移転先地図)





# 労働委員会のご案内



## ★ 労働委員会とは ★

労働委員会は、労働争議の調整（あっせん）、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査などを任務として、労働組合法に基づいて設けられた専門的な行政機関です。

国の機関として設置されている中央労働委員会と、都道府県の機関として設置されている都道府県労働委員会があります。

## ★ 労働委員会の特色 ★

労働委員会の大きな特色は、三者構成（公益委員・労働者委員・使用者委員）とされ、その運営が三者の合議制によって行われていることです。これは、公労使各委員の豊かな経験と叡智を集め、広い視野から事件を民主的かつ迅速に解決しようとするものです。

神奈川県労働委員会は、公労使各7名の委員で構成されています。

公益委員	公益を代表する委員（大学教授、弁護士、学識経験者など）
労働者委員	労働者を代表する委員（労働組合役員など）
使用者委員	使用者を代表する委員（会社経営者、使用者団体役員など）

## ★ あっせんとは ★

あっせんは、労働委員会が当事者の間に入って、交渉の行き詰まりを打開するなどして、争議を解決に導く調整方法です。

労働条件等について合意が得られず、労働組合や使用者があっせん申請したときには、労働委員会はあっせん員によって、速やかで公平・円満な解決へ向けて支援します。

## ★ 不当労働行為の審査とは ★

労働組合や組合員は、労働委員会に対し、使用者が不当労働行為に該当する行為を行ったとして救済を申し立てることができます。

労働委員会は、審査を行い、不当労働行為の事実が認められる場合には、使用者に対して原職復帰、賃金相当額の支払い等を命じ、当該労働組合や組合員を救済します。

※ あっせん申請・不当労働行為の救済申立ては無料です。  
申請・申立てにあたっての相談内容についての秘密は厳守します。